

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(大津市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	大物	門ノ下北	1097	田	682	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
2	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	南比良	小畑	564	田	499	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
3	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	南比良	小畑	565-1	田	350	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
4	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	南比良	小畑	572-2	田	770	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
5	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	南比良	小畑	575	田	466	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
6	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	南比良	小畑	576	田	138	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
7	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	南比良	小畑	577	田	780	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
8	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	南比良	小畑	579	田	327	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
9	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	北比良	居本	1335	田	1,433	賃借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	5,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	北比良	居本	1341	田	2,092	賃借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	5,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	北比良	居本	1342	田	2,034	賃借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	5,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	北比良	三本松	1449	田	2,076	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
13	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	木戸	竹ノ内	1774	田	813	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-
14	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	大津市	木戸	竹ノ内	1775	田	1,415	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.3.31	9年11ヶ月	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき